

働き方改革関連の説明会を実施しました！ ～日立労働基準監督署、雇用環境・均等室～

令和4年11月25日



開会のあいさつをする日立労働基準監督署職員



「職場におけるパワーハラ対策」及び「改正育児・介護休業法」について説明する雇用環境・均等室職員

日立労働基準監督署では、事業主の皆さまを対象として「労働時間等説明会」（以下「説明会」といいます。）を実施しており、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、規模を縮小し複数回の開催を予定しております。

11月25日の説明会では、雇用環境・均等室より令和4年4月1日から中小企業にも全面適用となった「労働施策総合推進法（職場におけるパワーハラ防止対策）」及び、令和4年4月1日から段階的に施行となっている「改正育児・介護休業法」について説明しました。

また、茨城働き方改革推進支援センター（茨城労働局委託事業）より、時間外労働の上限規制等について説明しました。

日立労働基準監督署及び雇用環境・均等室では引き続き、施策や改正等法についての周知・啓発活動を連携して実施してまいります。

【お問い合わせ先】

- 説明会及び時間外労働の上限規制等についてのお問い合わせ先
日立労働基準監督署 TEL：0294-22-5187
- 「労働施策総合推進法」、「改正育児・介護休業法」のお問い合わせ先
雇用環境・均等室 TEL：029-277-8295
- 中小企業・小規模事業者等による働き方改革推進支援事業についてのお問い合わせ先
★ 個別企業訪問、セミナー・講師、常駐相談すべて無料です！
茨城働き方改革推進支援センター TEL：0120-971-728